

## 広島県告示第千二百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年十二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
西辰川二丁目一四（一五二）	自然現象の種類による原因の発生原の土砂災害	広島県呉市西辰川二丁目町地内
崩壊急傾斜地の	表区域の示の	
次のことおり		
西辰川二丁目一四（一五二）	区域の名称	
崩壊急傾斜地の	自然現象の種類による原因の発生原の土砂災害	
次のことおり	三律の土戒定第区号年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表め第関防に砂二示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。